

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は

控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・	国 税	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税						
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税						
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税						
・	道府県民税						
・	市町村民税						

第20号の4様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。
- 8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。